

会津若松市移住ガイドブック制作業務委託

要求水準書

令和 7 年 9 月

会津若松市定住・二地域居住推進協議会

1 この要求水準書の位置づけ

この「会津若松市移住ガイドブック制作業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、会津若松市定住・二地域居住推進協議会（以下「協議会」という。）が、業務の受託者を公募する「会津若松市移住ガイドブック制作業務」（以下「業務」という。）の遂行にあたって、業務を受託する事業者に要求する業務の水準を示すものである。

要求水準書に定めのないもの及び疑義があるものについては、協議会と協議して決定する。また、事業者の企画提案書において、この要求水準と同等以上の成果を発揮し、かつ法令・告示・通達等による基準を満たすと認められる提案がなされている部分は、事業者の企画提案書の内容を優先するものとする。

2 業務の概要・目的

「会津若松市移住ガイドブック制作業務委託プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）を参照。

3 業務期間

契約締結日 ～ 令和8年2月13日（金）

【成果品の納入期限】

令和8年2月13日（金）まで

4 会津若松市移住ガイドブック制作業務要求水準

(1) 業務内容

ア 受託者は、ガイドブック制作に関して必要な全ての業務（企画、デザイン、写真撮影、取材、原稿データの作成、編集、校正、印刷・製本等）を行う。

イ 業務に必要な資料の収集や写真撮影は原則として受託者が行うものとする。

委託者が既に所有する資料や写真は委託者から提供する。

(2) 基本的事項

ア 掲載内容は、協議会移住ウェブサイト※と連動（QRコード等による誘導など）したものとするが、単に協議会移住ウェブサイトをまとめたものとせず、紙面構成や掲載内容を工夫し紙媒体としての特性を十分に活かせるよう工夫すること。

※ 協議会移住ウェブサイト <https://aizuwakamatsu-iju.jp/>

イ 会津若松市の暮らしやすさを感じさせ、県外在住の20代から40代をメインターゲットとした移住希望者の視点で「会津若松市に住んでみたい」と思わせるような内容、デザインとすること。

ウ 写真、デザイン、イラスト、記事は読み手に会津若松市の魅力と価値を視覚的に「魅せる」「感じさせる」ものとする。

エ 移住後の生活をイメージできるように、病院やスーパー等の情報に加え、移住支援制度の概要や必要な連絡先を分かりやすく掲載し、相談から移住後まで利用できる内容とすること。

ただし、移住支援制度やイベントなど内容変更の可能性がある情報については、移住ウェブサイトへの誘導を行い、詳細を確認してもらえるような構成とすること。

オ ガイドブックは、イベント・関係各所での配布・配架に加え移住の相談時にも利用する

ことを想定していることから、表紙・裏表紙等については、移住希望者に本市の魅力を伝えられるような影響力のあるデザインとするとともに、連絡先（QRコード）や支援制度、アクセスなど用途に即した情報についても見やすく配置すること。

(3) 掲載内容

掲載内容（案）は下記のとおりとする。ただし、掲載順序及び掲載量は指定しない。

なお、下記以外で移住希望者にとって効果的と考える情報があれば提案すること。

- ア 市の概要（人口、気候、歴史、アクセス、観光、魅力など）
- イ 地図（隣接する市町村や東京圏との位置関係のほか、交通や施設、積雪など生活情報等についても記載し地域の特性が分かるようなものとする。）
- ウ 生活情報（医療、買い物、市街地・農村地域・中山間地域それぞれの特徴など）
- エ 就職支援（ハローワーク、ふくしま生活・就職応援センター、就農・起業支援など）
- オ 住宅探し支援（住宅の種類と家賃相場、不動産団体）
- カ 移住に関する支援（支援制度の概要紹介、就職支援、住宅探し支援など）
- キ 子育て情報（医療費助成制度、こども園、学校、給食、こどもクラブなど）
- ク 移住者の暮らし紹介（愛友あいづネット、移住者交流情報、交通事情、雪対策など）
- ケ 移住に関するQ&A（移住までの進め方など）
- コ 問い合わせ先

(4) 規格

- ア サイズ A4版
- イ 頁数 12頁（表紙・裏表紙を含む）程度
- ウ 印刷 4色カラー印刷
- エ 製本方法 中綴じ
- オ 紙質 マットコート 110kg程度
- カ 印刷部数 1,200部
- キ 校正 4回以上

5 成果品

- (1) ガイドブック 1,200部
- (2) ガイドブックの電子データ（PDFデータ、画像データ）
- (3) 当該業務において使用した画像（写真・イラスト）データ等の素材
- (4) その他、協議会が必要と認める資料
- (5) 納品形式や場所は別途定める。

6 その他

- (1) この要求水準書は、大要を示すものであり、ここに明記されていない事項であっても、当該業務に関連すると判断され、協議会が必要と認めたものについては、協議のうえ誠実に履行すること。
- (2) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとし、必要な経費も受注者が負担するものとする。

- (3) 受託者は、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (4) 成果品や電子データ等、本契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権は、協議会に帰属するものとする。
- (5) 写真、画像、イラスト等のデータ使用にあたっては、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう注意すること。
- (6) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。